

15 調庸の貢進とカツオ付札木簡……………34

16 駿河国正税帳と益頭郡財政……………36

17 小川駅と東海道……………38

第1章 自然

1 高草山の成り立ち―海底からの隆起……………6

2 古志太湾の出現と志太平野の生い立ち……………8

3 断崖絶壁の岩石海岸となだらかな砂礫海岸……………10

4 焼津の動物……………12

5 焼津の植物……………14

6 焼津の魚介類……………16

第3章 中世

18 益頭庄と方上御厨……………40

19 益頭庄地頭北条時政……………42

20 守護今川氏と焼津……………44

21 小川湊の繁栄……………46

22 法永長者にかかわる人々……………48

23 戦国大名今川氏と焼津……………50

24 花沢城の落城と当目合戦……………52

25 家康の五カ国支配……………54

26 総検地と小田原攻め……………56

27 有徳人の館・小川城……………58

28 多彩な器物が物語る館の暮らし……………60

第2章 原始・古代

7 農耕のはじまり……………18

8 古墳の出現と展開……………20

9 古墳時代の集落と耕地……………22

10 群集墳の広がり……………24

11 副葬品あれこれ……………26

12 ヤマトタケル伝承と焼津……………28

13 古代の氏族と国造……………30

14 益頭郡の成立と郡家……………32

第4章 近世

29 中村氏支配下の焼津……………62

30 太閤検地と横田村詮法度……………64

31 近世焼津の領主たち……………66

32 幕領と藩領……………68

33 近世初期の検地……………70

34 大覚寺村の検地……………72

35 新田開発と請所新田……………74

36 年貢とその推移……………76

37 村役人と村政……………78

38 入会地相論の展開……………80

39 山野相論の展開……………82

40 用水の普請と相論……………84

41 東海道と焼津の村々……………86

42 近世の漁業……………88

43 海運と海難……………90

44 村の出来事……………92

45 ムラとイエ……………94

46 近世人の一生……………96

47 近世焼津の文化……………98

第5章 近代

48 町村制の実施―旧村から新町村へ……………100

49 地租改正と地価修正……………102

50 近代学校の成立……………104

51 鉄道敷設―焼津藤枝間軌道線・東海道線……………106

第6章 現代

70 焼津の農地改革……………144

71 地方自治制度―焼津の市制成立……………146

52 日清・日露戦争の日々……………108

53 水産業の組織化と漁船の動力化……………110

54 農業の発展……………112

55 小泉八雲の焼津……………114

56 焼津町の米騒動……………116

57 大正デモクラシー期の地方自治……………118

58 大正デモクラシー下の教育……………120

59 水産業の発展―沖合漁業・沿岸漁業……………122

60 大正期の農業と農家経営……………124

61 焼津の金融活動……………126

62 昭和恐慌期の地方自治……………128

63 昭和恐慌期の農漁村の状況……………130

64 缶詰産業の形成―マグロとミカン……………132

65 近代焼津の文化……………134

66 戦時下の経済統制……………136

67 学童集団疎開と学徒勤労動員……………138

68 海軍航空隊藤枝基地と軍徴用焼津漁船……………140

69 戦争犠牲者……………142

7 農耕のはじまり

焼津を舞台として人々の生活が開始されたのはいつごろからであろうか。

市内では現在までに旧石器時代の遺跡は確認されていない。また、続く縄文時代の遺跡も乏しく、わずかな遺物が採集されているにすぎない。狩猟や採集を生活の基盤としていた時代、焼津にはあまり人が住んでいなかったようである。

人々の安定した生活は、水田稲作が開始された弥生時代の遺跡に認められるようになる。弥生時代中期から後期にかけての集落が営まれた清水遺跡は、その代表的な存在である。

清水遺跡は、焼津市と藤枝市、岡部町の二市一町にまたがる低地内の遺跡で、朝比奈川の支流、吐呂川の改修工事に伴って発見された。工事に先立つ発掘調査では、（たてあなしやうきま、ほつたてはしらたもの） 竪穴住居や掘立柱建物、溝、土坑などが五つの遺構面にわたって確認され、数多くの土器や木製品が出土した。

清水遺跡から出土した木製品には、（くわ、すき、き） 鋤、鋤、竪杵といった農具のほか、紡織具、木製容器、木製祭祀具、漁具などがある。これらの木製品は、農耕集落における多様な生活の実態を示す遺物であるが、なかでも珍しい「たも」の柄杓は、この集落の人々が、稲作のかたわらで漁撈（さぎらう）にもかかわっていたことをうかがわせる興味深い資料である。



①清水遺跡の位置 この地点から、弥生時代の遺物が数多く出土した。(焼津市策牛ほか)



②清水遺跡の遺物出土状況 (焼津市策牛ほか)



③弥生時代のさまざまな農具 清水遺跡から出土した木製の農具。土を掘ったり、ならしたりするための、先の狭い鋤や広い鋤、先が櫛のように分かれた鋤があり、それらの柄も出土している。現在のスコップのような鋤、稲をつくための杵もある。(焼津市策牛ほか)



④弥生時代の生活道具 清水遺跡から出土した木製品。中央の「たも」は魚をとる道具で、網を固定した桜の樹皮が残っている。加工された横棒は機織りの道具、先端がふくらんだ横槌はワラなどを叩く道具である。剣の形をした祭りの道具もある。(焼津市策牛ほか)

8 古墳の出現と展開

古墳時代は、日本列島の広い範囲に前方後円墳などの古墳が数多く築かれた時代である。ところが、焼津市内には前方後円墳は認められず、また志太地域全体でみても、これまでに知られている五基の前方後円墳はいずれも古墳時代後期のものである。一方で、古墳時代前期から中期にかけての志太地域では、小型の墳墓が数多く営まれるという特徴が認められる。

道場田・小川城遺跡で発見された古墳時代前期初頭（三世紀後半）の方形周溝墓群は、溝を重複しながら密集するように営まれており、弥生時代の方形周溝墓群と基本的な変わるところがない。

これに続く小深田西遺跡の墳墓群では、やや大きな方形墳が独立的に営まれ、長さ3mを超える木棺に鏡が副葬されるなど、弥生時代にはない様相が認められる。また、周溝内出土の伊勢湾系土器は、こうした変化が東海地方のなかの交流関係によって生じたものである可能性を示している。

古墳時代前期末から中期にかけて営まれた藤枝市若王子古墳群は、やはり小型墳によって構成されているが、長大な木棺の採用などに近畿地方を含めたより広い地域との交流関係をうかがわせる。こうした小型墳の段階的变化は、志太地域特有の古墳時代史を知る有力な手がかりである。



③小深田西遺跡 調査区の東西で合計7基の墳墓が確認された。東側には、一辺10mを超える大型の方形墳（写真左上から4・1・2号墳）が認められる。（焼津市西小川）



⑤箱形木棺 小深田西3号墳で検出された木棺。長さ約1.4m、幅約0.5m。板材を組み合わせた箱形木棺は、弥生時代以来の形態を引き継いでいる。（焼津市西小川）



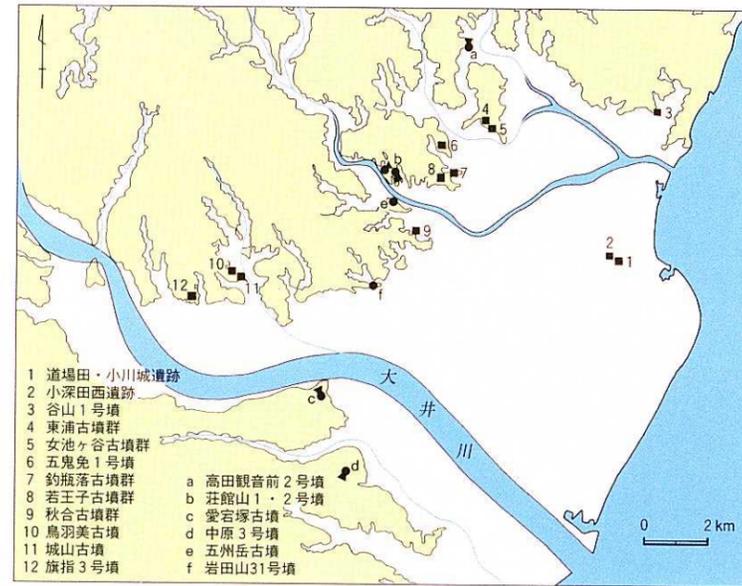
④外来系の土器 小深田西1号墳、同2号墳の周溝から出土した供献土器。中央の2点は、伊勢湾地域の系譜をひく典型的な壺形土器である。（焼津市西小川）



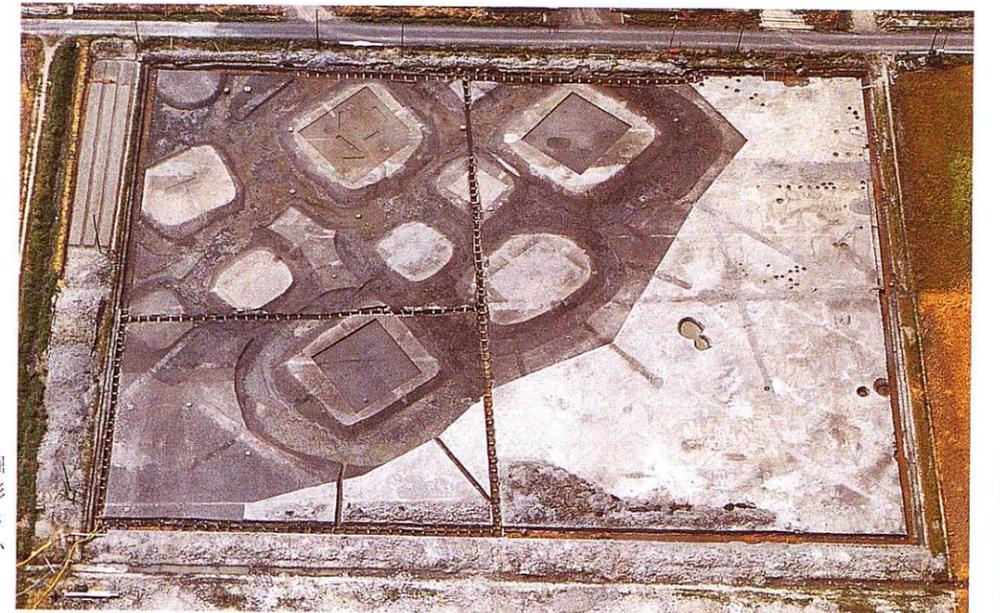
⑥藤枝市若王子古墳群 33基の小型墳のうち、13基が古墳時代前期末から中期初めにかけて築かれた。円形の墳丘をもつものや長大な木棺を採用したものがあり、それ以前の小型墳とは様相を異にしている。



⑦藤枝市荘館山1・2号墳 志太平野を代表する古墳時代後期の前方後円墳。1号墳（写真右側の茶畑部分）は墳丘長約30m、2号墳（写真左側）は墳丘長約42m。



①志太平野の主要古墳 a～dの5基はいずれも古墳時代後期の前方後円墳。1～12は古墳時代前期から中期にかけての小型墳。



②道場田・小川城遺跡 発掘調査により合計10基の方形周溝墓が確認された。大きなものは一辺10m前後、小さなものは一辺5～6m。（焼津市西小川）

9 古墳時代の集落と耕地

焼津の市街地が広がる低地部一帯では、これまでの発掘調査により、古墳時代の大規模な集落跡と水田跡が確認されている。

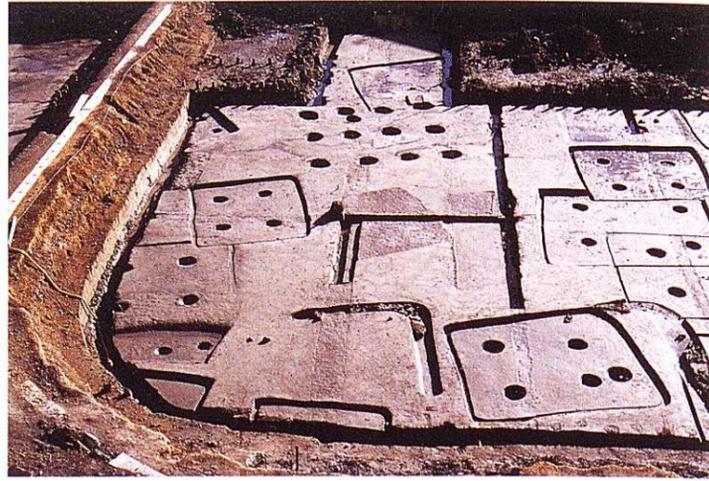
小川地区の小深田遺跡では、古墳時代前期の竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが数多く確認されている。とくに注目されるのは、竪穴住居群を四角く取り囲む溝の存在である。この溝は、有力者の居住域を区画したものと考えられ、そこには古墳時代集落の内部に生じた階層分化の動きをみとることができる。

焼津神社の周辺に広がる宮之腰遺跡は、古墳時代中期後半から後期にかけて営まれた集落遺跡である。この時期の竪穴住居にはあらたに造り付けの竈が設けられ、宮之腰遺跡では、竈で用いられたとみられる甗が出土している。同じころ、朝鮮半島伝来のあらたな技術で焼かれた須恵器も使用されるようになる。

安定した集落の営みには、それを支える生産基盤が必要であり、小川地区の道場田・小川城遺跡では古墳時代中期の水田跡が広範囲に確認されている。弥生時代や古墳時代の水田に特徴のないいわゆる「小区画水田」で、大きな区画の内部をさらに細かく区画して、傾斜地で水が行きわたるように工夫している。



④ 焼失住居 宮之腰遺跡で発見された焼失住居。一辺約6mの竪穴住居内から、炭化した上屋の部材や壁材の一部が検出された。この住居の東壁（写真左側）には造り付けの竈が認められる。（焼津市焼津）



③ 竪穴住居と掘立柱建物 宮之腰遺跡の竪穴住居は、真四角の平面形に4本の柱をもつ古墳時代の典型的な形態である。掘り込んだ穴にそのまま柱を立てた掘立柱建物（写真左奥）は、高床倉庫などに利用された。（焼津市焼津）



⑥ 土師器と須恵器 宮之腰遺跡では、赤褐色を呈する土師器（右）と青灰色を呈する須恵器（左）がともに出土している。土師器は、縄文土器や弥生土器と同じく素焼きであるが、須恵器は窯による高温焼成を行う点に大きな特徴がある。（焼津市焼津）

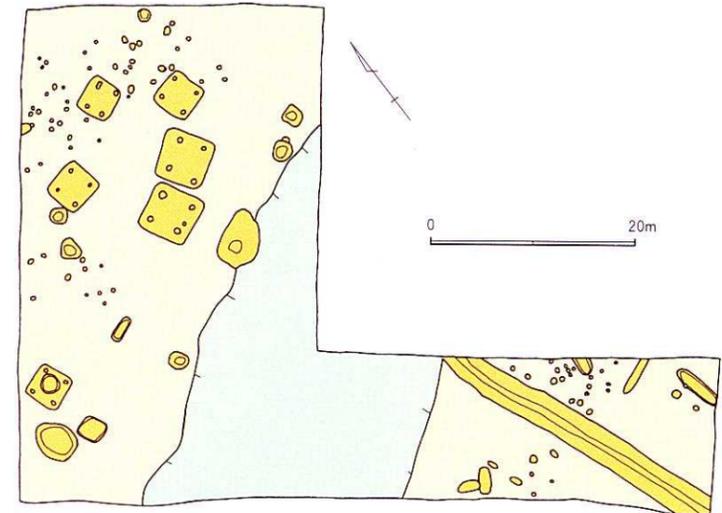


⑤ 甗 宮之腰遺跡出土。米を蒸すための土器で、胴部の両側に把手をもつ。底には大きな孔があり、この部分に細かい孔をあけた円板などはめ込んで使用したものと考えられる。（焼津市焼津）

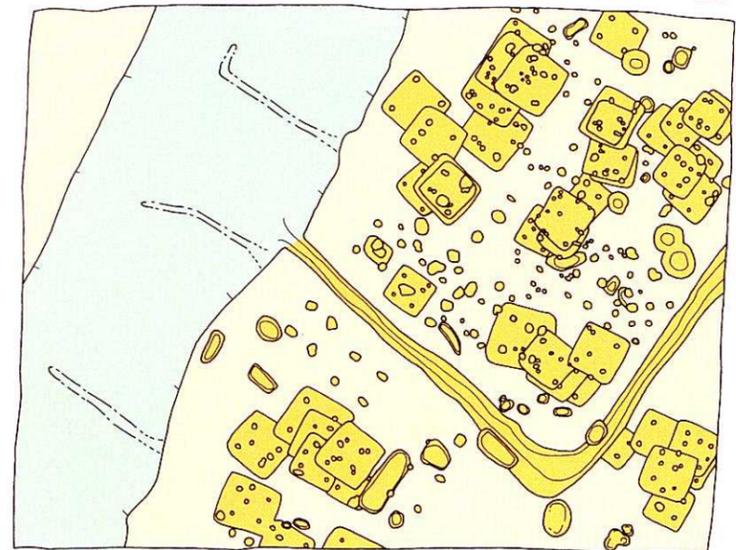


⑦ 小区画水田 道場田・小川城遺跡の水田跡。小区画の面積は5～9㎡のものが多い。水田面では、古墳時代人の足跡も確認されている。（焼津市西小川）

① 小深田遺跡第3地点 調査区を東西に貫く低地部の両側で多くの竪穴住居が発見された。一部の竪穴住居群が、溝により区画されている。（焼津市東小川）



② 小さな石製品（市指定文化財） 小深田遺跡から出土した、高さ29mm、幅18mmの滑石製品（写真は1.5倍）。上部の孔に紐を通して身につけたペンダントの一種と考えられる。全国に20例近くある類例の多くは東日本で発見されている。（焼津市東小川）



10 群集墳の広がり

古墳時代後期には、日本列島の各地に直径10m以下の小さな円墳が群をなして営まれるようになる。いわゆる群集墳である。

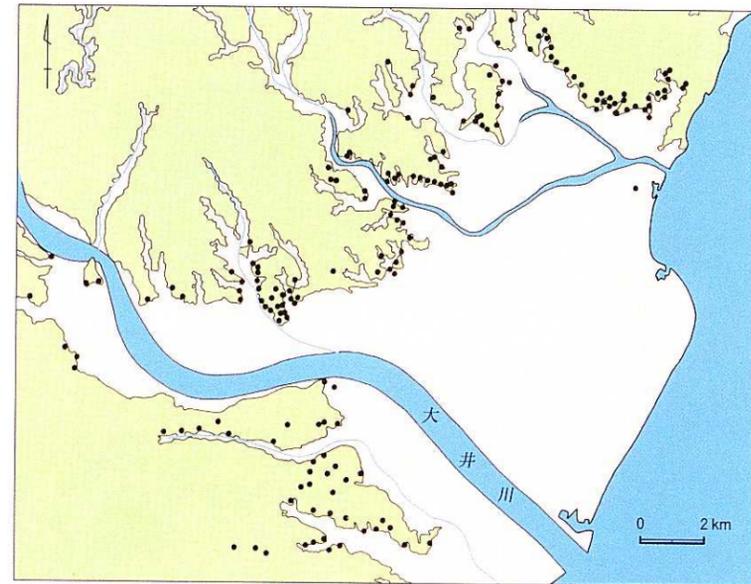
志太平野を取り巻く丘陵上にはいたるところに古墳が認められ、その大半は群集墳を構成する古墳とみることができる。

焼津市内で群集墳が顕著に認められるのは、高草山の丘陵地帯である。兎沢古墳群や笛吹段古墳群はその代表例で、七世紀代を中心に数多くの古墳が築かれている。とくに笛吹段古墳群では、標高三〇〇m以上まで古墳が築かれており、垂直方向への墓域の拡大が著しい。こうした丘陵地帯の群集墳とは対照的に、焼津市内では低地帯においても群集墳（塩津古墳群）が確認されている。

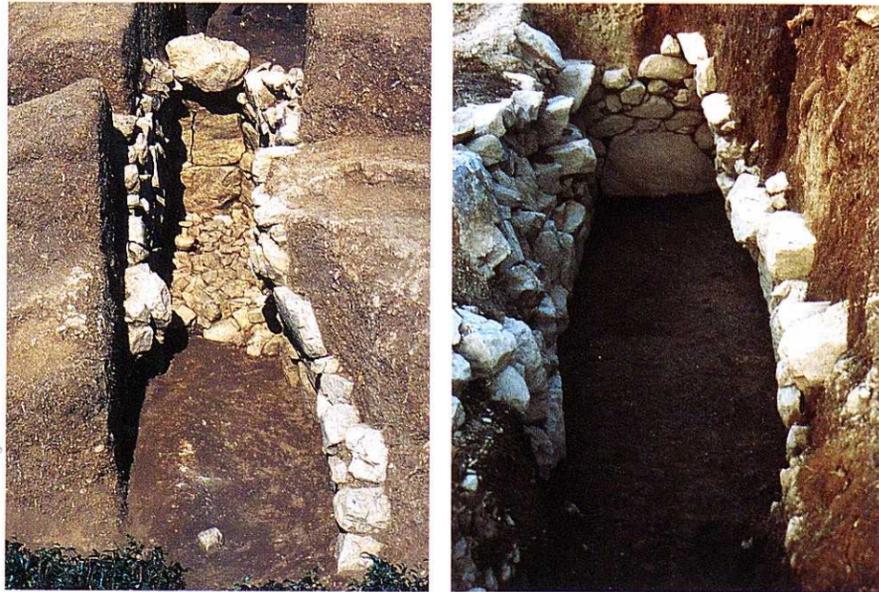
群集墳を構成する古墳の埋葬施設には、古墳時代後期に普及する横穴式石室が採用されている。横穴式石室は、横方向に開口部を設けた追葬可能な埋葬施設で、遺体を安置する玄室と通路部分の羨道によって構成されている。

焼津市内の横穴式石室は、後世の破壊により完全な形を残すものはないが、構造からみると、玄室と羨道の間に段差を設けない無袖のものが主流である。

③ 笛吹段17号墳 1982年の発掘調査で確認された墳丘と横穴式石室。墳丘の直径は約6.5mと小さい。無袖の横穴式石室は全長4.8mで、天井石はほとんど失われている。H120号墳。(焼津市坂本)



① 後期古墳の分布 志太平野を取り巻く丘陵上には数多くの古墳が分布している（点は単独の古墳および古墳群を示す）。それらの多くは、直径10m以下の小型墳を主体とする群集墳である。



④ 横穴式石室の特徴 焼津市域を含む志太平野の横穴式石室は、細長い無袖のものが一般的である（右：兎沢3号墳、左：兎沢2号墳）。そのほか、玄室と羨道の境に立柱石をもつ擬似両袖があり、わずかに両袖も確認されている。片袖は知られていない。

⑤ 猪之谷神社古墳 江戸時代末期に六鈴鏡（市指定文化財）が出土したことで知られる古墳。奥屋敷1号墳ともいう。横穴式石室は前半部分が失われているが、神社の脇に現存している。(焼津市関方)



② 笛吹段古墳群 高草山の南斜面、標高230～330mに位置する古墳群。7世紀後葉に造営を開始し、8世紀前半まで追葬が続く。農道建設などに伴い、これまでに30基以上の古墳が確認されている。(焼津市坂本)



11 副葬品あれこれ

焼津市内には大型の古墳が存在しないため、まとまった副葬品の出土例は知られていない。しかし、小型の墳墓からは、その性格を示す特徴的な副葬品が出土している。

小深田西一号墳出土の重圏文鏡と同二号墳出土の内行花文鏡は、いずれも古墳時代前期の小型鏡である。銅鏡の副葬は、この地域の弥生時代墓には認められず、あらたな時代の墓制とのかかわりを示すものである。

猪之谷神社古墳出土の銅鏡は、周囲に六個の鈴を付けた六鈴鏡である。鈴鏡は、全国に一五〇例ほどがあり、その多くは東日本に認められる。鈴鏡に限らず、後期古墳に銅鏡を副葬することは少なく、その被葬者は地域内の有力者とみられる。

群集墳をなす小型墳の場合、一般に副葬品は乏しく、焼津市内ではその傾向が顕著である。高崎古墳群出土の獅噛環頭大刀や寛沢一号墳出土の象嵌鐔は飾られた大刀の一部で、群集墳内では限られた古墳にのみ副葬されたものである。

横穴式石室内に副葬された須恵器は、笛吹段一四号墳や風尾一号墳などでまとまった数が出土している。なお、高崎三号墳（広畑古墳）から出土した八世紀前半の四耳壺は、火葬骨を納めた蔵骨器であった可能性が高い。



⑤象嵌鐔 寛沢1号墳出土。八窓鐔の表面に、円や渦などの文様を銀象嵌により施したもの。(焼津市石脇上)



④獅噛環頭 高崎古墳群出土。大刀の把頭で、環頭部は金銅製。筒金部は銀製。(焼津市高崎)



⑦須恵器の副葬 笛吹段14号墳（旧17号墳）の石室閉塞部に副葬された須恵器。広口壺、長頸壺、蓋杯などがみられる。(焼津市坂本)



⑥大刀の副葬 寛沢1号墳の石室内に副葬された2振りの大刀。(焼津市石脇上)



⑧終末期古墳の土器 高崎3号墳（広畑古墳）出土。右は土師器の有蓋壺と高盤、左は須恵器の四耳壺と甕（はそう）。(焼津市高崎)



①重圏文鏡 小深田西1号墳出土。面径6.5cm。(焼津市西小川)



②内行花文鏡 小深田西2号墳出土。面径7.8cm。(焼津市西小川)



③六鈴鏡 猪之谷神社古墳（奥屋敷1号墳）出土。面径14.0cm。市指定文化財。(焼津市関方)

12 ヤマトタケル伝承と焼津

近年の研究によればヤマトタケルは、五、六世紀に至るヤマト王権の全国への拡大という歴史を踏まえて、これを象徴する伝説上の英雄と考えられている。「古事記」と『日本書紀』ではその人物像や伝承内容に大きな違いが存在する。「古事記」の倭建命は、父の愛情を疑い、故郷を偲ぶ孤独な英雄として描かれるのに対して、『日本書紀』の日本武尊は、天皇の命令を忠実に果たす勇猛な皇族將軍として描かれている。東方平定物語の冒頭にある焼津の起源伝承についても、両書では少なからぬ違いがあり、『古事記』は野火の話が駿河ではなく、相武(現神奈川県)としている。原ヤマトタケル東征伝承の範囲は信濃や駿河といった現在の中部地区と想定され、これが坂東吾妻の確立により現在の関東地方に引き延ばされたと考えられる。これにより、野火の伝承も駿河から相武に移動し、信濃の御坂での伝承も足柄峠や碓日峠に移動されたと考えられる。

焼津神社や草薙神社(静岡市清水区)の社名や神事が、ヤマトタケルの東征伝承と深い関係を持つことはいうまでもないが、現在東名高速道路のトンネルがあることで有名な日本坂の地名についても、野火の難の後に、この坂を越えたとの伝承が残されている。



④焼津神社 市内焼津に鎮座する。『延喜式』神名帳に記載された式内社。祭神は日本武尊で、相殿に吉備武彦命・大伴武日連命・七東原命を祀る。(焼津市焼津)

⑤焼津神社祭礼 日本武尊を祭神とする焼津神社では、毎年8月12、13日の両日に東海一の荒祭りとして知られる大祭が行われる。



⑥高草山山頂から見た日本坂峠 日本坂の地名は、野火の難の後に、この坂を越えたとの伝承にちなむ。奥に見えるのは静岡市街。



⑧東久佐奈岐神社 静岡市山切に鎮座。式内社の「原郡久佐奈岐神社」に比定される。祭神は日本武尊。(静岡市清水区)



⑦草薙神社 静岡市草薙に鎮座。式内社の「有度郡草薙神社」に比定される。祭神は日本武尊。(静岡市清水区)



①ヤマトタケル像 ヤマトタケルは、記紀伝承では悲劇的な皇族將軍として描かれているため、後世各地に伝承が残されており、尊像も多数作製されている。(焼津市焼津/御香脱跡)



(松永賢次氏作)

③ヤマトタケル東征経路



③『古事記』では中部地方を経由して筑波までの征討として描かれているが、『日本書紀』では東北地方の征討として語られているように、内容が異なっている。

千東回志、言向和乎山河荒、神及不伏人等、故念到相模國之時、其國造、語、白、於此野中、有大沼、住是沼中之神、甚道速振神也、於是、是看、行、其神入、坐、其野、介、其、國、造、火、着、野、野、故、如、見、火、而、解、開、其、娘、伴、比、賣、命、之、所、給、衆、口、而、見、者、火、打、有、其、其、於、是、先、以、其、御、刀、割、檢、草、以、其、火、打、而、打、出、火、着、向、火、而、燒、退、出、皆、切、滅、其、國、造、等、身、着、火、燒、故、於、今、謂、燒、道、也、自、其、入、幸、波、走、水、海、之、時、其、波、神、興、浪、迴、船、不、得、進、波、亦、其、后、名、舟、橋、水、賣、今、白、之、幸、易、御、子、而、入、海、中、御、子、者、所、遣、之、故、遂、應、覆、委、持、入、海、時、以、菅、疊、八、重、其、上、於、是、其、暴、浪、自、伏、御、船、得、進、命、其、后、歌、曰、佐、佐、佐、佐、佐、佐、佐、佐、能、表、志、途

②『古事記』景行段(田中本) 野火の難について、『日本書紀』は駿河の焼津とするのに対して、『古事記』は相武国でのできごととする。

13 古代の氏族と国造

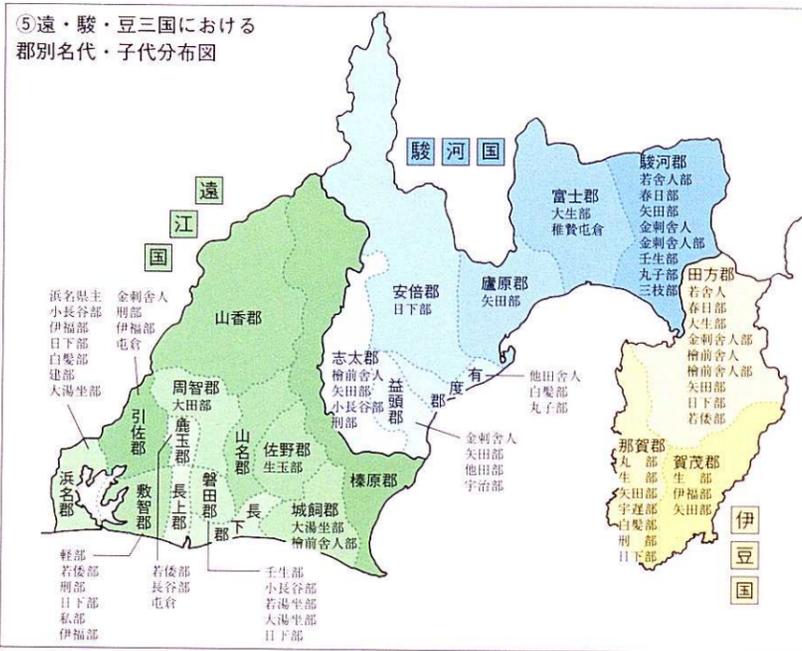
現在の志太地域が、地方行政官としてヤマト王権により任命されたスルガ(珠流河)国造とイホハラ(廬原)国造のどちらの領域に属していたかは、必ずしも明瞭でない。従来は、大井川が律令制下の駿河国と遠江国の国境であったこと、志太地域には古墳時代の前期や中期に大型の前方後円墳が存在しないこと、などを根拠として漠然とイホハラ国造の領域であると考えられてきた。しかしながら、近年では「国造本紀」の記載順を主たる根拠として物部系のスルガ国造の領域に益頭・志太地域が含まれていたとする見解が有力視されるようになった。

部民制は、律令制以前にヤマト王権が採用した豪族を介しての民衆支配制度で、生産物の貢納や労役奉仕を行う人々に対してそれぞれ固有の「部」という名称を付したことにちなむ。益頭・志太の両郡にはこうした部名にちなむ氏族が多くみえる。両郡に共通する有力氏族としては、矢田部・文部・有刀(度)部・刑部などが確認される。氏族の系統は、物部・矢田部・宇治部というスルガ国造と同族の物部系氏族、および文部(膳)大伴部・他田臣(部)・有刀部という阿倍臣や膳臣などと同族の大彦命系の氏族、という大きくは二つの流れにまとめられる。

今五世孫知波夜令定賜國造
 德國造
 泊瀬朝倉朝以生江臣祖葛城襲津命四世
 孫荒上足足定期國造
 遠淡海國造
 志賀高穴德朝以物部連祖伊香色雄命兒
 印波吳命定期賜國造
 久努國造

筑紫香朝代以物部連祖伊香色男命孫印
 幡足足定期賜國邑
 素賀國造
 檀原朝世始定天下時從侍來人名美志印
 命定期賜國造
 珠流河國造
 志賀高穴德朝世以物部連祖大新川命兒
 須堅石令定期賜國造
 廬原國造
 志賀高穴德朝代以池田坂非若祖吉備武
 彦命兒思加部彦命定期賜國造
 伊豆國造
 神功皇后鄰代物部連祖天彥神命八世孫
 若建命定期賜國造難波朝御世孫駿河國飛
 鳥朝御世分置如故
 甲斐國造

④『先代旧事本紀』卷第十 国造本紀(寛永二十一年 洛陽書林 前川茂右衛門開板) 『先代旧事本紀』は平安初期の成立であるが、「国造本紀」については、古い要素が残るとされる。記載順は都からの遠近によるが、廬原国造よりも先に珠流河国造が記載されていることは重要。



⑤ 正史や木簡などにより郡内での居住が確認される氏族だけでなく、郷名や神社名から推測したものも含んでいる。

② 益頭郡の古代氏族表

氏 姓	身 分	出 典・備 考
金刺舎人	駿河国益頭郡人 従六位上 祥瑞献上	『続日本紀』天平宝字元年8月甲午条
大伴部?	益頭郡司伴成正	『朝野群載』天曆10年6月21日駿河国司解
他田臣	(益頭郡高楊郷) 赤星里人	『平城宮木簡概報』22-22頁
他田部	益頭郡高楊郷中家里人	『平城宮木簡概報』19-21頁 神亀元年10月
有刀部	益頭郡高楊郷中家里人 益頭郡高楊郷溝口里人	『平城宮木簡概報』22-22頁 天平7年10月 『平城宮木簡概報』22-22頁
丈部	高楊郷赤星(里)人 物品納入受領責任者	『平城宮木簡概報』22-22頁 郡遺跡出土木簡 『藤枝市史』資料編1考古-190頁
物部	『和名抄』益頭郡物部郷物マ里	郡遺跡出土木簡 『県史』資料編976頁
矢田部	『和名抄』益頭郡八田郷「矢田マ子毛人」	郡遺跡出土木簡 『県史』資料編977頁
宇治部	物マ里人	郡遺跡出土木簡 『県史』資料編976頁
刑部	『戸主刑』	郡遺跡出土木簡 『県史』資料編976頁
神(美和)部	益頭郡式内社「神社」駿河国美和天神 従五位上→従五位上 駿河国美和天神 従五位上→正五位上	『三代実録』貞観15年8月4日条 『三代実録』元慶2年5月17日壬子条
箇部	益頭郡高楊郷溝口里人	『平城宮木簡概報』22-22頁
石部	(益頭郡) 朝夷郷人?	『平城宮木簡』1-449号
調?	益頭郡高楊郷赤星里人?	『平城宮木簡概報』22-22頁



①「中衛」墨書土器 中衛とは728年(神亀5)に設置された天皇の警護を担当する中衛府を意味し、その舎人には地方出身の郡司子弟が多かった。天平宝字改元(757年)に関係した祥瑞を執り持って参上した使は当地の「中衛舎人」であった。(藤枝市御子ヶ谷遺跡出土)



⑥「益厨」墨書土器 益頭郡家と推定される藤枝市郡遺跡(藤枝市郡・立花・大手)で出土した墨書土器には「益厨」「安厨」「厨」などの表記がある。これらのうち「安厨」の事例は、隣接郡の安倍郡の郡厨家から備品が搬入されたものと考えられる。

③ 志太郡の古代氏族表

氏 姓	身 分	出 典・備 考
檜前舎人	郡司少領外従七位下	天平10年度「駿河国正税帳」『大日古』2-126頁
他田	夜梨郷張木里人 「他□」	『平城宮木簡概報』16-6頁 神亀元年10月 御子ヶ谷遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1059頁
他田部	夜梨郷張城里人	『平城宮木簡概報』22-22頁
丈部	里正	御子ヶ谷遺跡出土1号木簡 『県史』資料編974頁
有刀部	志太郡大野郷田邑里人	『平城宮木簡概報』22-22頁 天平8年10月
矢田部	大津里戸 「やたべの殿」	『平城宮木簡概報』24-24頁 東遊歌 『県史』資料編1143頁
刑部	『和名抄』志太郡刑部郷「刑」 刑部虫麿 駿河国防人	秋合遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1063頁 『万葉集』巻20-4339番歌題詞
小長谷部	進上夫	御子ヶ谷遺跡出土8号木簡 『県史』資料編975頁
日置部	「日□(置カ)」	御子ヶ谷遺跡出土9号木簡 『県史』資料編975頁
財部	「財」吉祥句?	居倉遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1051頁
韓人	「辛人」	秋合遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1063頁
勝部	「勝部」	居倉遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1048頁
川前進?	評史	『伊場遺跡遺物編』2-108
壬生部?	「壬」「生」吉祥句?	居倉遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1048・1049頁
額田部?	「額」	御子ヶ谷遺跡出土墨書土器 『県史』資料編1059頁

②③ 両郡の郡領氏族としては官号を冠した金刺舎人(欽明の官号)や檜前舎人(宣化の官号)などがある。
 *『県史』資料編は、『静岡県史』資料編4 古代を指す。

14 益頭郡の成立と郡家

七〇一年（大宝元）、大宝律令が完成し、律令を基本とする古代国家の体制が整えられた。地方行政組織も、これにより国郡里という区分に編成された。天武朝の国境策定作業に基づいて、大井川をほぼ国境として、遠江国と駿河国が区分された。国には行政機関として国府が置かれ、国よりも下級の行政単位である郡には郡家が置かれた。

郡家の主要な施設は、一世紀前半の「上野国交替実録帳」によれば、郡の執務や儀礼の施設である郡庁（正庁、田租などを収納する正倉、役人の宿泊施設である館、給食を担当する厨家（厨房）などから構成された。倉には「土倉」「板倉」「丸木倉」「校倉」などの種類があり、構造や素材により土壁、板材、丸木、校倉造などが存在した。館には郡の伝馬などをつないだ厩屋も付属した。

郡は大宝令以前には「評」と呼ばれていた。郡のもとには五〇戸で編成された里（後には郷）が設定され、その数により郡は五つの等級に区分された。郡司には現地の有力豪族が任命され、その定員は、一〇里から構成された益頭郡は志太郡と同じく、大上中下小の五等級のうち三番目の中郡（八里以上二里以下）に位置付けられ、大領一人・少領一人・主政一人・主帳一人の合計四人から構成されることになっていった。

⑤ 益頭郡の郷里比定表

郷里名	訓	益頭郡内郷里の比定地
西刀（高急）	勢/世止	藤枝市瀬戸谷（瀬戸川流域）
西刀勢（名）	訓の誤写	
沢会（高名）	佐波比/サハイ	藤枝市時ヶ谷・上藪田・下藪田付近（郷の順番）
沢食（急）		
朝夷	安佐比奈/アサナ	岡部町羽佐間～玉取（旧朝比奈村）
飽波	阿久奈美/アクナミ	藤枝市岡出山の式内社飽波神社 上・下の2郷あり
八田	夜太/也太/ヤタ	焼津市岡方 小字矢田・西矢田
物部	毛乃々倍	岡部町岡部～焼津市石脇（郷の順番）
益頭	万之都	藤枝市郡付近（郡遺跡＝郡衙所在地）
高楊	太加夜支/多加也奈木/タカヤナキ	藤枝市高柳付近
中家里		?
溝口里		?
赤星里		?
小河（名）	コカハ	焼津市小川付近 延喜式「小川駅」
小河（急）		
新居（急）	尔比井	焼津市新屋付近

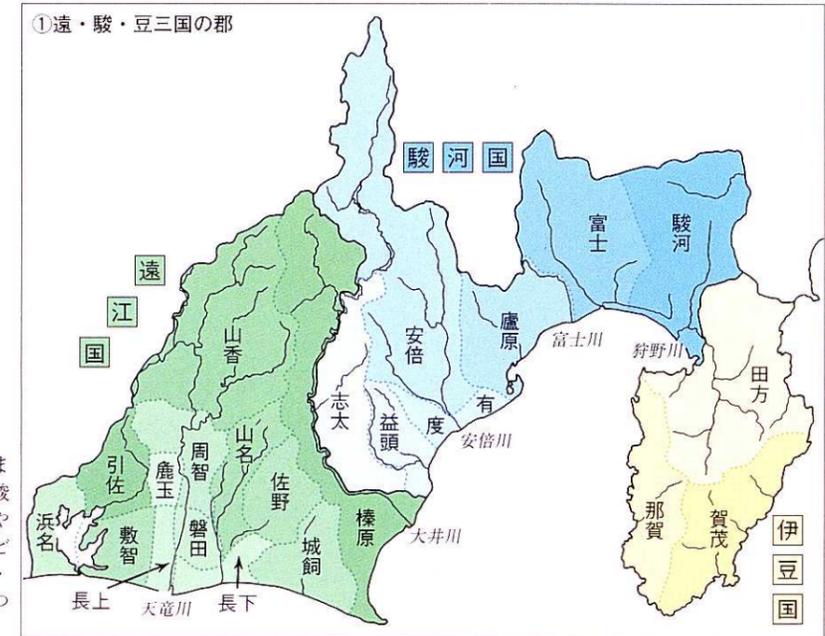
⑥ 志太郡の郷里比定表

郷里名	訓	志太郡内郷里の比定地
大野（高急）		本川根町藤川付近 智者権現社（大野社）
大能（名）		?
田邑里		?
大長（急）		島田市相賀オオカ
大津		大津谷川流域（島田市尾川・落合・野田付近）
葦原（名急）		島田市阿智ヶ谷？ 郷の順番
英原（高急）		葦原郷と同所カ
余能（名急）		藤枝市上青島・下青島・前島付近 郷の順番
刑部	オサカハ	藤枝市瀬古付近 秋合遺跡「刑」黒書土器
夜梨		藤枝市藤枝の鬼岩寺辺（月見里神社）
張城里		?

志太郡	大能	大津	葦原	餘能	刑部
益頭郡	西勢	澤會	朝夷	飽波	八田
有度	内屋	真登	他田	新若	訖美
安倍	川邊	垣玉	廣伴	萬間	美和
廣原	西奈	大井	河名	蘆原	蒲原
富皇郡	島田	小坂	石家	久武	堀名
					驛家

④ 『和名類聚抄』の郷名 平安時代に成立した『和名抄』によれば、益頭郡は西刀・沢会・朝夷・飽波・八田・物部・益頭・高楊・小河・新居の10郷から構成されている。

⑤⑥ 小川郷や新居郷の2郷については、新しい段階の写本（大東急記念文庫本）にしかみえず、立地も山際ではなく大井川の氾濫原に想定されることから、比較的新しい時期の成立が想定される。



① 東海道には伊賀国から常陸国までの14カ国が属し、益頭郡は駿河国に所属する。『和名抄』や『延喜式』神名上・民部上などによれば、志太・益頭・有度・安倍・廣原・富士・駿河の7つの郡が59郷に編成された。

③ 郡の定員表

郡の等級	大郡	上郡	中郡	下郡	小郡	職務内容
里(郷)数	20~16	15~12	11~8	7~4	3~2	
大領	1	1	1	1	1	徴税・勘農など郡内の諸般にわたる統治
少領	1	1	1	1	1	大領に同じ
主政	3(1)	2(1)	1(0)			糾判、文案審署、檢察非違・政務遅滞の檢察
主帳	3(2)	2(1)	1	1	1	文書書写、文案勘署、公文読申、政務遅滞の檢察
小計	8(5)	6(4)	4(3)	3	2	

* () の数字は739年（天平11）以降の定員数。
③ 郡には大領・少領・主政・主帳の正員以外にも、100人前後の雑任と呼ばれる人々が任命され、彼らにより実務が担われていた。10郷から構成された益頭郡は中郡に相当する。



② 駿河倉印 明治初年に当時の滋賀県宝蔵寺の住職が京都の古物商から入手したと伝える。

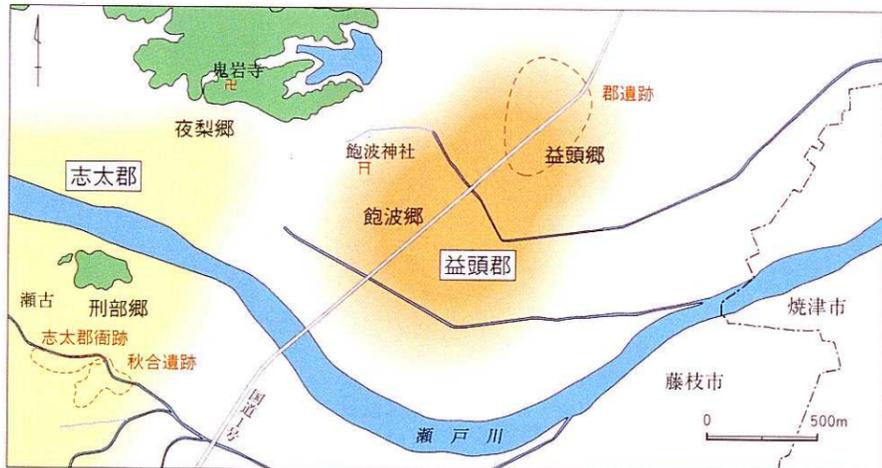


⑧ 志太郡衙跡 国史跡に指定され、主要な建物が復原されている。（藤枝市）



⑦ 藤枝市郡遺跡 総柱の建物で、倉庫の跡と考えられる。

⑨ 遺跡分布図



⑨ 益頭郡と志太郡の郡界は不明な部分が多いが郡家や郷比定によれば飽波郷付近の瀬戸川北岸は益頭郡域と推定される。⑤⑥参照。
* 『藤枝市史』資料編1考古を参照し作成。

15 調庸の貢進とカツオ付札木簡

律令制度のなかで、税制は官人制や文書行政などと並んでとくに詳細な規定がなされている。人々からどのように税を徴収するかは律令政府にとって最大の関心事であり、戸籍・計帳という文書の作成も安定的な租税徴収のための基本台帳として位置付けられていた。

税目としては、田令に租、雑令に出挙、賦役令に調・庸・雑徭・仕丁、軍防令には兵士役などがみえる。税負担の基本対象は二一歳から六〇歳までの青年男子である「正丁」に対するもので、土地に対して課された田租を除けば、他の諸負担は人を単位とした人頭税であることや労役負担が過重であった点が古代税制の特色として指摘できる。

とりわけ奈良時代における焼津地域の生活を知ることができる資料としては、貢進物に付けられた木簡の記載が重要である。奈良県平城京の二条大路跡から大量に出土した天平期（七二九〜七四九年）を中心とする木簡群のうちには駿河・伊豆地域からもたらされた堅魚（鱈）貢進物の付札がある。これらは古代の地方行政制度である国郡制に基礎を置く租税制度、さらには氏族・地名を中心とする地域史研究に重要な素材を提供することになった。木簡の記載によれば当地からは堅魚製品が調物（諸国の特産物）として貢進されている。

④益頭・志太郡関係堅魚付札木簡一覧

国	郡	郷	里	戸主姓	税目	形態	重量 (斤・兩)	数量 (連・節)	年月
駿河	志太	夜梨	張城	他田部	調	□堅魚			天平8年
駿河	信太	夜□	張木	他田				16連	神亀元年10月
駿河	志太	大野	田邑	宇刀部					天平8年10月
駿河	益頭					煎	1升		
駿河	益頭					煎	1升		天平7年
駿河	益頭					煎	1升		天平7年10月
□河	益頭				中男作物	煎			
駿河	益頭	高楊	中家	宇刀部	調	荒堅魚		9烈4節	天平7年10月
	益頭	高楊	中家	他田部		堅魚		5烈8節	神亀元年10月
駿河	益頭	高楊	溝口	齒部		堅魚		8連5節	天平7□
	益豆	高楊	溝口	宇刀部				9烈	10月
		高楊	赤星	丈部		堅魚		9連5節	
駿河	益頭	高□							天平勝宝7歳 10月
			赤星	他田臣		堅魚		13節	
駿河	益頭	八多?							天平7年10月

*奈良国立文化財研究所『平城京発掘調査出土木簡概報』より作成。

④平城京から出土した木簡の記載によれば、伊豆国や駿河国からは堅魚製品が代表的な調物（諸国の特産物）として毎年10月に貢進されていたことがわかる。



③天平11年度伊豆国正税帳／天平10年度駿河国正税帳（正倉院古文書複製） 堅魚製品は在地社会でも交易されており、駿河国では皇后宮の交易雑物として煮堅魚、伊豆国では神戸の調として脆堅魚を売却し稲と交換している。

②律令制下の租税・貢納物とその用途

税の種類	品目	負担内容	備考
課(物納)	租	口分田1段あたり稲2束2把 収穫量の約3%	国郡の正倉に蓄え、国府の費用
	調	特産物 織雑製品 食料品 金属製品	都に運び、大蔵省・民部省の倉に納入、中央財源に充てる 畿内は半減・副物免除
	調副物	紫・紅・油	調の付加物
役(労役)	庸(歳役)	郷士の産物 布・米など (労働力)	正丁一布2丈6尺 次丁は1/2、中男はなし 本来は歳役10日 都に運び、大蔵省・民部省の倉に納入、中央財源に充てる 納入は都への遠近により8月~12月
	雑徭	労働力	正丁は年間60日以内 次丁は1/2、中男は1/4 国司による徴発
	兵役	労働力	正丁3、4人に1人 軍団での軍事訓練に参加 一部は都で宮を守護する衛士(1年)や九州防備の防人(3年)となる 食料・武器は自弁 兵士は雑役免除、衛士防人は課役免除
	仕丁	労働力	50戸から正丁2人(立丁と断丁) 3年交代 都の役所での雑役課税免除
その他	出挙	稲	年率5割~3割 春に稲を貸し、秋に利息 国の費用 一部は春米して都へ運ぶ
	義倉 運脚	粟・稲など 労働力	2石~1斗までの9等級 凶作に備え、国郡の倉に蓄える 調庸負担者の家から運搬夫を出す

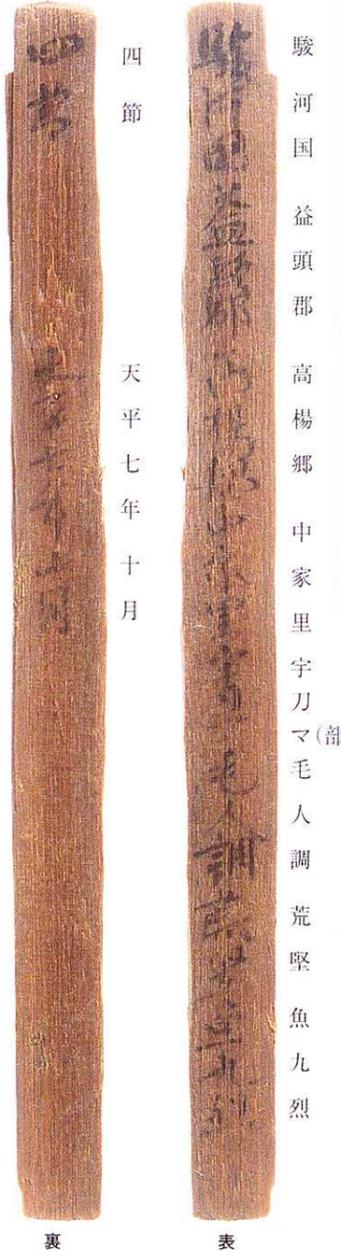
②正丁は21歳から60歳、次丁は61歳から65歳、中男(少丁)は17歳から20歳の男子をいう。税目としては、田令に租、雑令に出挙、賦役令に調・庸・雑徭・仕丁、軍防令には兵士役などがみえる。



⑤堅魚煮汁運搬容器 壺Gと土器ほか 容器の生産地は駿河や伊豆など堅魚の貢進地域と重なり、平城京や長岡京から多く出土することから堅魚煮汁を入れた容器と推測される。(焼津市大覚寺ほか／大覚寺遺跡出土)

⑥埴形土器 奈良時代の集落遺跡である沼津市藤井原遺跡からは多量の埴形土器が出土することから、国府に対する水産加工センター的な役割を果たしていたと考えられる。(沼津市藤井原遺跡出土)

⑦堅魚木簡写真 木簡の大きさは、鱈という大型の貢納物に付されたため、一般的な付札木簡よりも大型で、30cmを超えるものが多い。筆跡については、基本的に同一筆跡と考えられるので、ある段階で一括記載されたことが想定される。(奈良県平城京跡出土)



①堅魚木簡写真 高楊郷(現藤枝市高柳付近カ)中家里に居住した宇刀部毛人により調として堅魚が貢納されたことを証明する30cm近い大型木簡。(奈良県平城京跡出土)

16 駿河国正税帳と益頭郡財政

東大寺の正倉院に伝わる正倉院文書には、七三七年(天平九)と翌年度にわたる連年の「駿河国正税帳」が残存する。ここには、奈良時代における米を中心とする益頭郡の財政状況が詳細に記載されている。「正税帳」は、田租(田地に課された租税)と出挙利稲(強制的な種籾貸与の利子稲)について年度ごとの運用状況を中央政府に報告した帳簿である。たとえば益頭郡の項目では、伝染病や飢饉などにより、当時多くの人々が死亡したと想定される記載が残っている。

律令国家が農民に課した税である田租・出挙・調・庸・雑徭などのうち、調と庸のみが中央へ貢納され、残りは地方の経費として消費された。これは当時の輸送能力との関連で、重量の軽い物だけが都に運送され、重い米は地方に留められたかと考えられる。原則として農民から集めた田租は消費せず、国郡の正倉に備荒貯蓄し(穀種)、一方、毎年の出挙で得た利稲(正税)により国衙行政費をまかなった(類稲)。正税帳の書式は一国全体の記載(首部)と各郡別の記載(郡部)に二分され、さらにそれぞれは、前年度からの繰り越し(初表示)、当該年度の収支(中間表示)、次年度への繰り越し(末表示)という三つの部分から構成される。

郡部の記載項目

前年度からの繰り越し(初表示)

前年の決算額

「振入」操作

「動」と「不動」への二分

粟の項目

「振入」操作

糶の項目

損分除去の操作

酒の項目

「醸加」と「雑用」

塩の項目

「買加」と「雑用」

当該年度の収支(中間表示)

「雑用」「出挙」「免稲」「本」「利」

次年度への繰り越し(末表示)

「振入」操作

類稲(不動と動)・粟・類稲・糶・酒・塩の残量

検査時の不足量

倉庫の数量

郡司の署名

前頁K断簡の前半部分

②正税帳の書式と解説 正税帳とは、諸国が管理した稲の運用状況を中央政府に報告した帳簿のことで、書式が定められていた。郡部における内容は、前年度からの繰り越し(初表示)、当該年度の収支(中間表示)、次年度への繰り越し(末表示)という3つの部分から構成される。

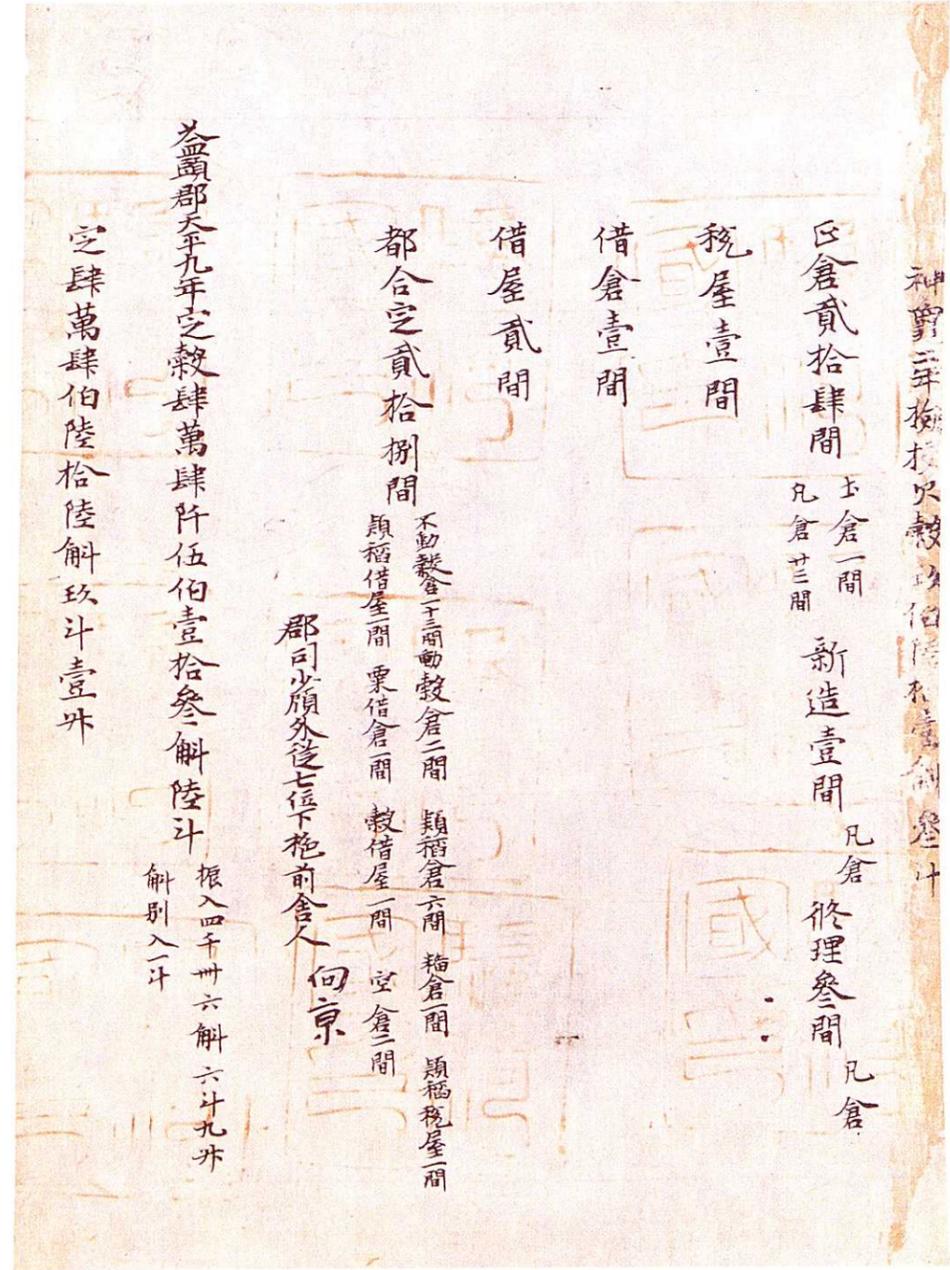
③正税帳断簡の残存状態

年 度 (内容年度)	国名	首 都			郡 部			備 考	
		初表示	中間表示	末表示	郡名	初表示	中間表示		末表示
天 平 9	駿河		A B		志太			①断簡の所属は不明	
					益頭	C			
					有度				
					安倍				
					廬原				
					富士				
天 平 10	駿河		H I		志太		J K	④M、N断簡の所属は不明	
			A B C D E F G		益頭		O		
					有度				
					安倍	L			
					廬原				
					富士				

名称	断簡記号	初表示	中間表示	末表示
天平9年駿河国正税帳	① 断簡			
天平10年駿河国正税帳	④ M 断簡			
	④ N 断簡			

3断簡はいずれも別々の郡のもので、有度・廬原・富士・駿河4郡のうちの一つ

④益頭郡については、737年度(天平9)のC断簡と738年度(天平10)のK断簡とO断簡に記載がある。C断簡は、末尾に記載された米の決算額がK断簡と一致することから、益頭郡の記載であることが確認される。



①天平10年度駿河国正税帳 K断簡(正倉院古文書複製) 志太郡の末表示に続いて、天平9年の益頭郡における穀の貯蓄量が後半に記載される。

17 小川駅と東海道

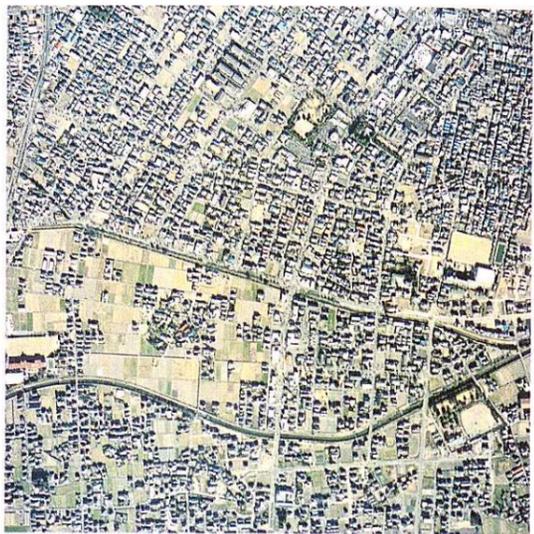
古代の益頭郡には、東海道に沿って小川駅が設置されていた。『延喜式』によれば、馬一〇疋が常備され、益頭郡家には伝馬として五疋が置かれていた。小川駅については、『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に駿河国六駅の一つとして「小川駅」の名前がみえる。『和名抄』の郷名にも「小河郷」があり、いずれも現在の焼津市小川地区に比定される。具体的な場所としては、小川の字出口道や鈴宮にかけての旧大井川（現黒石川）自然堤防上の微高地が有力視されている。平安中期以降には『伊勢物語』で有名な岡部経由の「蔦の細道」が開かれたため陸路としては次第に衰退するが、中世には港町として発展する。

『延喜式』によれば、当時の東海道は遠江国榛原郡の「初倉駅」から、大井川を船で渡り、駿河国益頭郡小川駅に至り、さらに東へは日本坂を越えて、有度郡横田駅（現静岡市葵区横田町）に至るルートが存在した。初倉駅は、その地名から榛原郡の旧初倉村（現島田市阪本）付近に比定されている。

初倉駅から大井川を越えて小川駅に向かうルートは大井川を越えた後に東西に延びる微高地上を黒石川沿いに東へ移動するものと、焼津市大島付近を経由する二つのルートが想定されている。



②島田市宮上遺跡 近年、式内社敬満神社西側の宮上遺跡の住居跡からは8世紀前半から中頃とされる駅使供給のための食器として用いられた「駅」の墨書土器が出土し、この付近に初倉駅が想定されるようになった。



③現在の小川周辺 小川駅は、現在の焼津市小川地区に比定され、具体的には小川の字出口道や鈴宮にかけての旧大井川（現黒石川）自然堤防上の微高地が有力視されている。



④大井川 奈良時代頃の大井川の主流は、山間部から現島田市の白岩寺山と谷口原の間を抜けて東方に直進、焼津市南端部を東流する枋山川の流路により田尻浜へ注いでいたらしい。



⑦宇津ノ谷峠 宇津ノ谷峠を越える道は、平安時代になると『伊勢物語』にも登場する。「宇津の山」は現在の静岡市宇津ノ谷と岡部町岡部の境付近に位置する峠道である。（岡部町）



⑧蔦の細道 奈良時代の主要官道は日本坂であったが、平安中期頃から、宇津山の峠道が、「蔦の細道」として注目されるようになる。（岡部町）



⑤隠岐国駅鈴（複製） 官道の関所の通過には過所（関所札）が用いられ、駅馬の利用には利用できる頭数が刻まれた駅鈴を提示しなければならなかった。



⑥静岡市曲金北遺跡 横田駅と東の息津駅との間に位置する曲金北遺跡では道幅9mの直線道路が発見されている。



*『静岡県歴史の道 東海道』別冊「歴史の道探訪 静岡県東海道マップ」地図5より作成。

①初倉駅から小川駅に向かうルートは、東西に延びる微高地上を黒石川沿いに東へ移動するものと、現焼津市大島付近を経由して最短距離をとるものの2つが想定されている。